

自衛消防業務新規講習の手引き

この手引きは、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第16号）に基づく自衛消防業務新規講習を受講しようとする皆さんに、受講申込手続きを適正に行っていただくために作成したものです。

平成19年6月の消防法改正により、大規模建築物については、自衛消防業務講習の修了者等、一定の資格を有する者を統括管理者及び本部隊の各班の班長として配置する、自衛消防組織の設置が義務づけられました。

自衛消防組織は、一定の設備・資機材等を備え、地震や火災等の発生時において、初期消火、消防機関への通報及び在館者の避難誘導など、災害による被害の軽減を図るための組織です。

本講習は徳島市消防局が主催し、受講対象者は自衛消防組織の設置が必要な県内の大規模建築物で、自衛消防組織の統括管理者又は本部隊の班長となる方を対象としています。

目 次

- 1 自衛消防組織を設置しなければならない大規模建築物等
- 2 講習日時・場所及び定員
- 3 講習の内容
- 4 講習科目及び時間割表
- 5 講習科目の一部免除
- 6 受講申込み
- 7 受講料（テキスト代）
- 8 個人情報の取扱い
- 9 効果測定
- 10 5年ごとの再講習
- 11 新型コロナウイルス感染予防対策

自衛消防業務新規講習受講申込書（別紙）

主催 徳島市消防局

徳島市新蔵町1丁目88番地

1 自衛消防組織を設置しなければならない大規模建築物等

【対象となる防火対象物（建築物）】

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の①から③までのいずれかに該当するものとされました。

- ① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの

用 途	
劇場等（1項）、風俗営業店舗等（2項）、飲食店等（3項）、百貨店等（4項） ホテル等（5項イ）、病院・社会福祉施設等（6項）、学校等（7項）、図書館・ 博物館等（8項）、公衆浴場等（9項）、車両の停車場（10項）、神社・寺院等 （11項）、工場等（12項）、駐車場等（13項イ）、その他の事業所（15項） 文化財である建築物（17項） ※共同住宅（5項ロ）、格納庫（13項ロ）、倉庫（14項）は含まれない。	
規 模	
(イ) 階数が 4階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 5万㎡以上
(ロ) 階数が 5階以上10階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 2万㎡以上
(ハ) 階数が 11階以上 の防火対象物	⇒ 延べ面積 1万㎡以上

- ② ①に該当する用途に供される部分が存する複合用途防火対象物16項で、①の規模の要件のいずれかに該当するもの。（階数については、①の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、①の用途に供される部分の床面積の合計で、それぞれ判断する。）

- ③ 延べ面積1,000㎡以上の地下街（16項の2）

2 講習日時・場所及び定員

(1) 日時

令和3年12月1日（水）・2日（木）2日間

講習時間 9：00～17：00

受 付 1日目 8：30～8：50

2日目 8：30～9：00

- (2) 定員 20人程度
- (3) 講習場所 徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局（3階講堂・中庭）
- ※1 講習初日は、テキスト代（4,500円）及び運転免許証等の身分証明書をお持ちください。
- ※2 駐車場は用意しておりませんので、公共交通機関等を御利用ください。
- ※3 筆記用具の他、昼食・飲料水は各自で御用意ください。
（消防局内に受講者の方が利用できる自動販売機は設置しておりません。）
- ※4 講習中は携帯電話の使用は御遠慮ください。
- ※5 講習の受付後に退席・早退する場合は、職員に必ず申し出てください。
- ※6 気象状況等により延期になる場合があります。

3 講習の内容

- (1) 講習は、2日間で計12時間実施します。
- (2) 講習科目と時間割は、次表のとおりです。
- (3) 講習終了後、効果測定を行います。

4 講習科目及び時間割表

【1日目】	講習科目	【2日目】	講習科目
8:30~8:50	受付	8:30~9:00	受付
8:50~9:00	オリエンテーション		
9:00~12:00	防火管理及び防災管理の意義及び制度	9:00~12:00	自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練1
12:50~15:50	自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	13:00~14:00 14:10~15:10	自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練2並びに防災設備等の取扱い
16:00~17:00	防災設備等に関する知識	15:20~16:20	効果測定
		16:30~17:00	修了証交付

※1 時間割は変更することがあります。

※2 2日目は実技がありますので、動きやすい服装で受講してください。

5 講習科目の一部免除

次に掲げる方は、該当する科目の受講が免除されます。

ただし、効果測定は免除されません。

免除される方	免除される科目
甲種防火管理新規講習の課程及び防災管理新規講習の課程の両方を修了している方、又は、甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している方。	・ 防火管理及び防災管理の意義及び制度(3時間) ・ 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任(3時間) ・ 防災設備等に関する知識(1時間) 計7時間

6 受講申込み

※あらかじめ電話で、受講人数を予約していただきます。

申込多数で定員を超えた場合、事業所毎に受講人数の調整をさせていただきます連絡いたします。

【予 約 先】徳島市消防局予防課予防係 TEL088-656-1193

【電話予約期間】令和3年10月25日(月)～令和3年10月28日(木)

【申 込 先】徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局(3階 予防課予防係)

自衛消防業務新規講習受講申込書により、下記申込受付期間中にメール又はFAXによりお申し込みください。受講申込書は、徳島市ホームページからダウンロードできます。

※個人情報保護の観点から、受講者の氏名、生年月日、現住所、連絡先及び領収書宛名は記載せずに、空欄のまま送付してください。空欄としていただいた項目については、講習当日等に確認させていただきます。

メール：shobo_yobo@city-tokushima.i-tokushima.jp

FAX：088-656-1201

【申込受付期間】令和3年11月1日(月)～令和3年11月5日(金)

7 受講料 (テキスト代)

受講料は無料ですが、**テキスト代として4,500円が必要**です。

テキスト代は、講習初日に集金します。

テキストは、講習当日にお渡しします。

8 個人情報取扱い

受講申込書に御記入いただいた個人情報につきましては、自衛消防業務講習修了者の名簿作成、自衛消防業務講習修了証の発行及びデータベースの作成等に利用し、目的外の利用はいたしません。

9 効果測定

- (1) 効果測定は「法令関係（防火・防災管理に関する一般知識、自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任）」、「自衛消防組織の訓練関係（自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練）」に2分類して、それぞれ12問ずつ合計24問を出題し、**分類ごとに50%以上で、全体の出題数の70%以上を正解した者を合格とします。**
- (2) 効果測定に合格した人には、修了証を交付します。効果測定で不合格になった場合には、効果測定終了後に、再度必要な科目の講習（補講）を受けていただきます。
- (3) 効果測定は科目免除された方もすべての問題を回答していただく必要があります。

10 5年ごとの再講習

近年、社会情勢の変化や急激な技術の進歩に伴い、防災管理のあり方や法規制においても、随時見直しや改正がなされることが予測されます。これらの変化に対応するため、自衛消防業務講習修了者は、修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければなりません。

11 新型コロナウイルス感染予防対策

- (1) 発熱等症状のある方は、消防局予防課に連絡し、欠席として下さい。
また、当日の受付時に検温を実施し、発熱等の症状のある方は、参加を控えていただく場合があります。
ただし、いずれの場合もテキスト代は集金させていただきます。
- (2) 熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用して下さい。
- (3) 休憩時間を含め、三密（密集・密接・密閉）の環境を避けて下さい。